


所管部課	環境部 環境課	部長	松本 幹男			
件名	専決処分の報告について(倒木による物損事故)			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>平成30年10月2日(火)に発生した野火止用水地内の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、専決処分をしたので地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 野火止用水地内の樹木が倒れ、隣接するマンションのフェンスを一部損傷したものである。損害賠償額の決定及び和解の内容は、損害賠償金196,560円を、市が相手方に対して支払うものである。 また、損害賠償金については、施設賠償責任保険から全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
<p>平成30年10月 2日(火) 事故発生 平成31年 3月20日(水) 専決処分 平成31年 3月20日(水) 示談締結</p>						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
平成31年第2回市議会定例会において報告したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。